

社会福祉法人葵会 役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人葵会(以下「法人」という)定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」という)の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等については、勤務形態に応じて、次の各号による報酬等を支給する。

- (1)理事長については、月額100,000円の報酬と、賞与として6月に50,000円、12月に100,000円を支給し、退職手当は支給しない。
- (2)法人の職員を兼務し、職員給与を支給されている理事に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。
- (3)非常勤の役員等(理事長及び前号に規定された理事を除く理事及び監事並びに評議員)については、別表のとおり報酬を支給することとし、賞与及び退職金は支給しない。
- (4)役員等が職務のため出張をしたときは、職員旅費規程に基づき旅費(交通費、日当、宿泊料)を支給する。

(報酬等の支給方法)

第3条 役員等に対する報酬の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1)理事長の報酬については、毎月21日に支給する。ただし、その日が休日に当たるときは、前日に繰り上げて支給する。賞与については、6月15日及び12月10日に支給する。
- (2)非常勤の役員等に対する報酬は、当該会議等に出席した都度、支給する。
- (3)役員等が職務のため出張したときの旅費は、当該月の翌月の21日に支給する。

(報酬等の日割り計算)

第4条 新たに理事長に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 理事長が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から土曜日及び日曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを切り上げる。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、理事長が死亡によって退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(公表)

第5条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程は、評議員会の議決を経て改廃することができる。

附則

この規程は、平成29年6月19日から施行する。

別表 非常勤役員等の報酬

評議員	評議員会への出席 法人及び施設業務のための出勤	日額 3,000円
理事	理事会等会議への出席 法人及び施設業務のための出勤	日額 3,000円
監事	理事会・評議員会等会議への出席 監事監査への出席 法人及び施設業務のための出勤	日額 3,000円